# 市政ガイド

Municipal Administration Guide

## お仕事はシルバー人材センターにお任せください！

シルバー人材センター本所 ☎46－2427
新田支所 ☎56－8000

高齢者の豊富な知識・経験・技術を提供します。作業の依頼は気軽にお電話ください。

植木の手入れ、除草作業は年間の受け付けを開始しているので、お早めに予約してください。

※仕事内容など詳しいことはホームページをご覧ください。

**主な仕事**　屋内外軽作業、植木の手入れ、除草作業、清掃作業、施設管理、毛筆筆耕、ふすま・障子・網戸の張り替え、大工作業など

## 浄化槽設置補助金

下水道整備課 ☎47－1949

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、個人住宅などで10人槽以下の浄化槽設置者に補助金を交付（区域を決めて予算の範囲内で）しています。

※必ず浄化槽設置工事前に申請してください。

※今年度から公共下水道認可区域内でも補助金を交付できる場合があります。

### 新規設置補助金

**対象**　自ら合併浄化槽を設置する住宅など

**補助金額**　5人槽＝17万7千円　7人槽＝22万9千円　10人槽＝30万4千円

### 転換設置補助金

**対象**　既存の住宅などで合併浄化槽の設置が法律上義務付けられていない人が、くみ取り槽や単独浄化槽を適正に処分して合併浄化槽に転換した場合など

**補助金額**　5人槽＝34万6千円　7人槽＝46万円　10人槽＝52万3千円

### 浄化槽エコ補助金

くみ取り槽や単独浄化槽を撤去するなどで合併浄化槽に転換した場合、前記補助金に加えて今年度に限り「エコ補助金」が受けられます。

**補助金額**　5～10人槽＝10万円

### 認可区域内の補助金

**補助金額**　5人槽＝8万2千円　7人槽＝10万6千円　10人槽＝14万千円

## 「お気に入りの景観」発表会」展示

都市計画課 ☎47－1839

皆さんから募集したお気に入りの景観を題材にした情報を展示します。

**期間**　4月5日㈮～17日㈬（5日は正午から　17日は午後1時まで）

**会場**　市役所1階シティーモール

## 国民年金保険料には納付猶予があります

太田年金事務所 ☎49－3716
医療年金課 ☎47－1941

所得が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請して承認を受けると保険料の納付が猶予されます。

### 若年者納付猶予

**承認期間**　平成24年7月～25年6月

**所得審査の基準額**　本人と配偶者がそれぞれ年間57万円以下

※世帯主の所得によっては、若年納付猶予ではなく免除できる場合もあります。

**申請期限**　7月31日㈬

### 学生納付特例

**承認期間**　平成25年4月～26年3月

### 所得審査の基準額

本人のみの所得が年額118万円以下

**申請期限**　26年4月30日㈬

## 生ごみ処理槽などの購入費を助成します

清掃センター ☎31－8153

家庭から出る生ごみを減量するため、生ごみ処理槽などを購入した人に費用の一部を助成します。

環境保護のために処理槽や処理機を活用し、ごみの減量にご協力ください。

**助成条件**

- 市内に1年以上継続して住んでいる
- 申請者と同じ世帯の納税義務者全員が市税などを滞納していない

**生ごみ処理槽などの購入助成制度一覧**

| 種類 | 助成金額 | 持参する物 |
|---|---|---|
| 生ごみ処理槽（コンポスター） | 購入額の1/2で4，000円を限度。1世帯当たり1年度に1基まで | 領収書（レシート不可）、印鑑、預・貯金通帳 |
| EM処理容器 | 購入額の1/2で4，000円を限度。1世帯当たり1年度に2基まで | 領収書（レシート不可）、印鑑、預・貯金通帳 |
| 電気式生ごみ処理機 | 購入額の1/2で35，000円を限度。申請日から2年間は1世帯当たり1基まで | 領収書（レシート不可）、取扱説明書、製品の保証書、印鑑、預・貯金通帳 |

※発酵用資材のみを購入した場合は助成の対象になりません。

## ごみの出し方 みんなで守ろう六つの約束

### 1　指定日の約束

地区やごみステーションごとに収集日が指定されています。指定日を守り、みんなのごみステーションをきれいに使いましょう。

### 2　排出時間の約束

収集後に出されたごみは次の指定日まで収集されません。残されたごみはカラスなどに散らかされ、ごみステーションやその周辺が汚れる原因にもなります。

ごみは指定日の午前8時30分までに出しましょう。

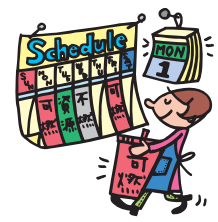


ごみは指定日の午前8時30分まで！

### 3　排出場所の約束

ごみステーションは地区やマンション、アパート単位で自主的に場所を決定・利用しているので、好きな場所に排出していいわけではありません。

ごみの不法投棄は土地の所有者や近隣住民に迷惑を掛けるだけでなく、周辺の住環境に悪影響を与えます。

決められたごみステーションに、きちんと出しましょう。

### 4　分別の約束

現在「もえるごみ」「もえないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」「危険ごみ」などの分別排出をお願いしていますが、中でも資源ごみの分別は、ごみの減量化や資源の再利用率の向上に効果的で、環境にやさしいまちづくりにつながります。

### 5　指定袋の約束

指定袋（「もえるごみ用」「もえないごみ用」）を使わずに出されたごみは収集しません。

ごみは必ず指定袋で出しましょう。

※粗大ごみには粗大ごみ処理シールを貼ってください。

市内の指定販売店で購入できます

### 6　混入しない約束

「もえるごみ」の袋に鉄やアルミニウムなどのもえないごみが入っていると、焼却設備の故障の原因になる場合があります。また、危険ごみなどが混入していると収集作業者のけがなどにもつながります。

中身をきちんと分別し、混入せずに出しましょう。

清掃センター ☎31－8153

## シリーズ19 私のまちの「1%まちづくり事業」

### 竜内地区交通安全と防犯活動事業

龍舞町竜内町内会では公園などの環境美化や交通安全運動、防犯活動を積極的に行い、安全で安心なまちづくりを目指しています。必要な経費は1%まちづくり事業の補助を受け、子どもやお年寄りが暮らしやすいまちづくりを進めています。

地域総務課 ☎47－1923